

日向東臼杵広域連合の情報公開制度

1 情報公開とは

日向東臼杵広域連合における情報公開制度は、日向東臼杵広域連合情報公開条例（平成26年4月1日施行）によって定められています。

2 情報公開を行う機関

広域連合長、議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員

※ 議会は、平成18年7月18日から実施機関に加わりました。

3 開示請求ができる人

どなたでも、開示請求できます。

4 公開の対象となる公文書

平成16年4月1日以降に実施機関の職員が職務上作成または取得した公文書（文書、図画、写真及び電磁的記録）であって、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものです。

5 公開できない公文書

情報公開制度では、市が保有する文書は原則として公開することとしています。次のような情報については開示しない場合があります。

- (1) 法令または条例の定めにより、開示することができないとされているもの
- (2) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
- (3) 法人等に関する情報であって、公開することによりその法人等の利益を害するおそれのあるもの
- (4) 人の生命や財産等の保護、犯罪の予防などの公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの
- (5) 広域連合と国等との間における協議、協力、依頼等により実施機関が作成または取得した情報であって、公開することにより広域連合と国等との協力関係や信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 広域連合または国等の事務事業の意思形成過程における情報であって、公開することにより事務事業の公正かつ適正な意思形成に支障が生じると認められるもの
- (7) 広域連合や国等が行う検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事、監査、取り締まりなど、事務事業の目的を損ない、または事務事業の公正かつ適正な執行に支障が生じると認められるもの

6 開示請求手続

日向東臼杵広域連合に備え付けの公文書開示請求書に、氏名及び住所（法人またはその他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び事務所、事業所の所在地）、連絡先、開示を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項を明記して提出してください。なお、郵送及びFAXでも受け付けます。

7 費用負担等

公文書の開示は、書面で指定する日時に広域連合で行います。開示の方法は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行います。ただし、公文書の写しの交付を受ける場合には、1枚（片面）10円が必要です。

8 決定に対する不服申し立て

請求した公文書が開示されないなど、決定に不服がある場合は、行政不服審査法により不服申し立てができます。この場合、実施機関は、有識者で構成する日向東臼杵広域連合情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して開示するかどうかを再度決定・通知します。

9 日向東臼杵広域連合情報公開条例の運用状況

平成28年度の運用状況は以下のとおりです。

実施機関	項目	情報公開請求 受理件数	公開承諾件数	公開拒否件数
広域連合長		0	0	0
議会		0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0
公平委員会		0	0	0
監査委員		0	0	0
合計		0	0	0

○問い合わせ

日向東臼杵広域連合事務局

日向市大字富高2192番地

電話 0982(53)3401

FAX 0982(52)7889